

大分県報

令和五年
号外（二七）
三月三十日

（木曜日）

目次

選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日…
参議院大分県選出議員補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等…

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

令和五年四月二十三日執行予定の参議院大分県選出議員補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和五年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

令和五年四月二十三日執行予定の参議院大分県選出議員補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和五年三月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和五年四月五日。ただし、年齢要件については、四月二十三日とする。

二 登録を行う日

令和五年四月五日

令和五年三月三十日

大分県報号外（選管委告示）

一